

死を待ちながら

呼吸、いのち、亡国



一一

祖母危篤の電報で故郷のわが家に帰った。痰がからんで呼吸困難になる祖母の口にわが口を宛てて喉頭奥の痰を吸い取る作業が、即ち祖母の最期を看取る仕事だった。喉頭の奥の底からせわしなくゼーゼーと吹き泣くような祖母の呼吸音が耳朶にひびいて、わが心も細くなった。それを憶い出すと、息をするのと生きていることが古代日本語でも同根であったことが、すなおに首肯できる。

大野晋らの編集した岩波古語辞典によれば、いのち(命)は、イは息、チは勢力、したがって「息の勢」が原義だそうである。助詞「の」を介して息と勢が連なっている。イノチとなるというのは現代人のわたしの語感、語感というより音感には馴染めない気もするが、いふきのいは息以外には考えられず(息吹)、また、いのちのちは、いかづち(雷)のち、をろち(蛇)のちと同根であり、自然物のもつはげしい力、威力を示す語であったと説明されると、なるほどと思うのである。

ところでいのちを勢い、生命力のヴェクトルとしてとらえるならば、わたしなどはすでに勢いを失っており、あとは生命の着地点、つまりは息をひきとるその様子、つまりは死にざまをどうするか、それだけが為事として残っている身の上だということになる。ひがみ根性でこれを言うのではない。古事記歌謡の

命の全けむ人は疊薦平群の山の熊檻の葉を警華に挿せその子(命)は、そうした生命力へのす直な讃歌であって、命の全けむは、命の無傷、無事なるという以上に、男盛り女盛りをことほぐ言葉だったのであろう。

いのちの頌歌をうたう心情は、言うまでもないことながら老いをけなすところではなく、況や老鳥の尾羽も使えぬやつは名分を立てて召し取りむしり取つてしまえという後期高齢者医療保険制度を設定する思想とは根底から異なるものだ。こういう思想とは老醜をさらけても闘わなければならぬと心得るけれども、平群の野に晴朗にひびきわたる「命の全けむ人は……」、これはただ聞きほれるのみである。

ただし、岩波古語辞典の、おそらく大野晋執筆の、いのち(命)の説明、「古代人は生きる根源の力を目に見えない勢いのはたらきと見たらしい。だからイノチも、きめられた運命・寿命・生涯・一生だと解すべきものが少なくない」には、それは古代語学者の我田引水の気味が感ぜられる。イノチという命漢字の意味に引き寄せるにやや性急にすぎはしないか、文字の意味にみづけられたのでは、イノチの実相がみづむことになりはしないかと感ぜられるのである。

運命とか寿命とかいうものは目に見えない。観念に媒介されて、あるいは

藤本 治 (静岡大学名誉教授・仏文学者)

観念に構築されたものとして、はじめて立ち現れるのが運命であり、また寿命として諸観されるものだろう。しかし、満山に草木が萌え出るとき、人は目に見えるそのままに万物の勢いとしていのちを感得する。いま茅屋の出窓から芙蓉の広い葉が黄ばみかけているのが見える。一週間前まで咲きほこっていた金木犀の花は見えなくなり、盛夏の頃から咲きはじめて、つい三、四日前まで咲きつづけた萩の花も散り失せた。秋の深まりが目にもさやかに見えたり、目に見えるそのままにわたしは季節の循環としてのち、個々の生命体のいのちと接続しているが、それは異なる相貌をもっている自然のいのちのめぐりゆくのを感している。

呼吸をする、息を吐き息を吸うことは、生物個体としての人が、外なる自然と交わす最も初源的でかつきほんできな動作であり、生命維持に不可欠な働きである。地球のいのち全体との関係から言えば、呼吸は酸素と二酸化炭素とを人と大気が交換し合っているということになる。たしかに呼吸作用によって人はからくも自然につながっているのだと、わたしはこの頃痛感している。呼吸をするということそれ自体が、自然とつながり自然の中で居場所を得ているからにはじめて可能なのであるから、生きるということは自然のいのちを生きたことと一如であって、

それ以外には固体の生きる術はないのである。

目に見える目に見えないは普通には五感でとらえられるかとらえられぬかの違いを言う。わたしが今言いたいのは、わたしが息をしてわたしが生きているのは、観念語に介助されなくとも、自然のいのちに触れていることと不

二一如であるということなのだ。

この一文を草しはじめてから十日ほど経つ。この頃痰がからんで夜中に目が覚め、あわてて厠に立って痰を懸命に吐き出すというのをくり返し、祖母を看取った切ない気持ち胸もとにせり上ってきて書きはじめたのであるが、ここまで書いてきて、不図わが観念にあらわれたのは、田中正造の「亡国」の想念である。これは書くという具体的な動作が呼び出したのであって、観念が思考した挙句のことではない。

これは大日本帝国の帝国議会で田中正造が質問した(明治三十三年二月一日)、そして時の内閣総理大臣・山県有朋が「質問ノ旨趣其要領ヲ得ズ、依テ答弁セズ右答弁候也」と答えた、あの問答における田中正造の想念のことである。「亡国ニ至ルヲシラザレバ之レ即チ亡国ノ義ニ付質問書」は看板のことであって、看板の文句は、あアまたかと耳をふさぐ議場の大方の度肝を抜くパフォーマンスの気味がなくもなかつ

た、たぶん議場の外でも、またかと観じた向きが多かつただろう。気になったのは客観的政治史の事実のことではなく、(亡国)の想念が狂した挙句でなく、正造の想念が妄想・妄念の類でもない、それを論証する術はないかということであった。

そこで義人全集だの田中正造全集だのを、やつこらさ、どっこいしょと運び出して、大きくて重たい眼鏡をかざして眺めてみた。

論証を忘れて眺めた目にとび込んできたのは明治三二年(一八九八年)一月三十日の日記だ。

「委員会あり。席上演説す。曰ハク、予ハ一昨年十一月、東京進歩党事務所ニ而志賀重昂氏より忠告せられ、今日の大問題あり、鉅毒事件の如き一局部の問題に汲々たるべからずと。」

たぶん鉅毒事件の如きはと言われて田中正造はコチンと来た、コノ若造メ、と思つたかも知れぬ、が今日の大問題に既に対外硬の旗幟をかざして三宅雪嶺一派の俊秀と目されていた志賀重昂が言うのは日清戦争のことであろう、そのリクツはリクツとして田中正造は了解するところがあつた。

一月三十日の日記の、そのつづきに、ぼくは下肝を抜かれた。「予ハ答て曰く、曾我兄弟ハ父の仇のために終生を畢れり。佐倉宗五郎ハ人民のために死せり。況んや鉅毒問題の如き……」

今における義人の典型と目された田中正造の面目が如実に顕われているのは佐倉の宗五郎の生死に寄せる正造の思いであるが、その前に「曾我兄弟ハ父の

仇のために終生を……」の記事にぼくは下肝を抜かれた。芝居や読本でずいぶんと流布した曾我物語は仇討物語の典型として東国の民衆の伝統文化に根を張っていたことは理解できるが、鉅毒事件の如き一局部の問題に汲々たるべからずとの忠告に対する反論の最初に、曾我兄弟の仇討ち話が何故出て来るのか、ぼくには解し兼ねたからである。数日間、ぼくは臥床して天井のみや壁面の蜘蛛の巣の跡を算えていた。不図気づいたのは足尾銅山鉅毒事件にかかわつて以来の、下野の民衆の敵は工藤祐経などではない、積年鉅毒をたれ流して無辜の民を死に追いやつた古河市兵衛その人であつた、仇を討つて命じたのは曾我十郎と五郎兄弟にとつてはたらちねの母であつたが、田中正造にとっては、自身が生きている今この自然のいのちとしての下野の土地とその天産であり、天産によつて生きる農漁民の共同体であつた。正造は志賀にむかつて古河市兵衛の罪業に目を潰つての大事・小事の御意見なのかと訊いているわけである。志賀は、これまた小悪なりと答えたか、そつぽを向いて冷笑したか。

正造の日記は、たたまかけるように語をつないで次のように述べている。「況んや鉅毒問題の如き、決して区々たる問題にあらず。徒らに猟官に汲々たるもの眼中、問題の大小を選ぶの暇なからん、と断言せし事ありと云ふて其の日の談とせり。」

ここで猟官に汲々たるものというのは、問答の当座では一般論だったか

もしれないが、地元雲龍寺での鉅毒委員会会の席上での発語であるからには痛烈な皮肉にひびく。前年の明治三十年(一八九七年)志賀重昂は農商務省山林局長に就任し、田中正造たちの闘いの前に立ちはだかつていたからである。

ところで、鉅毒問題は小事か大事か、今日国家の大問題の前には小事を無視することが人倫にかなうことか否かという志賀重昂を相手の問答を田中正造が思い出したのは、この年一八九八年(明治三二年)における政党政治の局面が大きく変化して、政局の大勢に掉さして政治家としての出世をはかるか、それとも政界から孤立するのを承知の上で三十万人民の生死の問題に己れの命を懸けるかという二者択一が現実的に迫られたからである。

この年正造が属していた進歩党が自由党と合同して憲政党を結成し帝國議會内での絶対多数派を占め、従つて正造ははじめて与党議員となつた。彼は第一回議會から六期続けて当選していたヴェテラン議員だったから、当人がその気になれば出世の公算は小さくはなかつたと言えるだろう。

雲龍寺での鉅毒委員会の席上で、この話をしたのは、「三十万の人民四万町の鉅毒の如き、決して区々たる問題にあらず」を不退転の決意として披瀝したことを意味するのである。田中正造はこの姿勢を、息を引きとる瞬間まで貫いた。

後年、明治四四(一九一一年)年六月九日の、長い長い日記の記事の一部には、次のように述べている。

「○対立、戦ふべし。政府の存在せる間は政府と戦ふべし。敵国襲へ来らば戦ふべし。人侵さば戦ふべし。其戦ふに道あり。腕力殺伐を以てせるに」と、天理によりて広く敢へて勝つものとの二の大別あり。予は此天理によりて戦ふものにて、斃れても止まざるは我道なり。天理を解し、此道実践のもの宇宙の大多数を得ば、即ち勝利の大いなるもの也。道は二途あり。殺伐を以てせるを野獣の戦とし、天理を以てせるを人類とす。人類は天理を以てせるものなり。野獣言語少し。意思の通ぜざるより腕力に是非を決す。人は人語を解せり。人語の人類として何を苦んで腕力を以てせるものなるか。恰かも野獣の争ひに同じ。人と獣との区別なかるべからず。今の世の人類にして、人の行ひを学ばず努めず、互に人にして獸を学べり。以て殺伐を事とす。世に非戦を唱ふるものあれども、戦ふの心なきものは常に食はるゝのみ。戦ふ道を学ぶものにしてはじめて宗教行はれ、百事なるなり。果して此道を得ば、天地和合し、人類和合す。即戦はなし。戦ふの用なしとなる也。……」

この一文、一読してただちに腑におちるような文章ではない。ことばに盛りきることでできない意・想が文辞の外にあふれ出している。だから一語もあまざらず口中に入れ胃袋におさめてから、ゆつくりと反芻してみるほかないような文章である。

ここで云う戦いは好戦論、不戦論というときの戦いではない。一切の理不尽との戦いのことである。他人であれ、

他国のあるは自由

もしくは時刻の政府であれ、発する所がどこであれ、人道に反する理不尽を許してはならぬ、許せば世は弱肉強食の世となってしまう。だから(戦ふの心)を失ってはならぬ。人として、斃れてお止まざる戦いを、天理によりて戦い続ける方途如何を田中正造はここで問うているのである。

基本をはずさないようにして反芻しているうちに気付いたのは、マハートマー(偉大なる魂)と呼ばれたガンディーの非暴力不服従運動のサティヤーグラハ(真理の把握)と相似た想念を田中正造は、ここで我がものとして擱んでいっていることである。田中正造が依拠しようとした天理とはガンディーが把えたサティヤと通底する理念だったのである。そして谷中入りをして、谷中残留民とともに闘った田中正造の姿勢は徹底した非暴力抵抗を貫くものであった。

わたしのペンがやや先回りをして正造最晩年の闘いの姿勢を述べてしまつたが、ここいらで引き返して、帝国議会で(亡国)に関する演説をした頃の、亡国の想念がどのように形成されたのか、それを主として日記の記事をたどって確かめてみよう。田中正造全集第十巻(日記篇二)の明治三二(一八九八)年から明治三三(一九〇〇)年四月頃までの日記を眺めていて、我が目に向うからとび込んで棘のようにささった文章の幾つかを時間軸にそつて摘記してみる。日付は省略する。テキストの後に、たまたまぼんやり解説めいたものを添えておく(その部分は「……」のなか)。明治三二年四月「国民ハ、法律師

ノ奴隷タルベカラズ。被害民ハ被害地ヲ指テ、我ハ此国土ノ所有主タルコトヲ忘ルベカラズ」「人民主権論の自生的萌芽とも読み得る。瞠目すべきは、常にその発想が問題から離れることがないこと。大切なことは権利とか義務とか、それらを律する法律の前に先ず、人は生きなければならぬということだ。」

「……上下交々頭数を争ッテ国危ウシ。」

キ 「衆議院ノ輕薄男子ト政党ノ浮華ヲ數モ、第十二回開會勅令一昨日出ヅルニ付予言、○開會ヤ三百頭揃へけり……」

「第一回帝國議會を中江兆民は無血虫の陳列場だと言つて議員を辞めた。いま正造は三百頭が揃つたところで、さて頭数の多寡で事の正邪・曲直が定まるものかと、己れの議會を批判している。平成のいまは頭数は四八〇頭。そのうち何頭が、代議制民主主義、況んや多数決主義は民主主義の本旨に非ず、問題解決にはクソの役にも立たぬ、と考へるだろうか。帝國議會は勅令によつて開會となつたが、今以て天皇陛下の臨席と御言葉必須としている。」

同年九月「昨日の名士、弁士ハ東京に帰る。正造独り土屋七蔵氏の招きにより、同家に至り、又同村の堤防破壊所を見点……此夜、正造ハ被害民のため奴隷たるものなりとの趣旨を述べ、諸氏ニも村民細民愚民の奴隷たるを希望すとの意をのぶ。……」「危い哉、きのう國民は法律師の奴隷となるなど叱咤したヒトが今、僕は細民愚民の奴隷となると曰う、これはポプリストの

普段日常の手法ではないか。主と客と、主体と客体が対峙する問題状況のなかでの、あらためての主体宣言として聞かなければムチャクチャだ。」

「農商務大臣大石氏ニ富士見丁ニ面シ、為スカ為サヌカノ質問ヲ為セリ。また四大臣ノ実地見分ヲ乞フ。……旧自由進歩の不和をみて、さて何方の方勝ちたりとて我國ハほろびんかな。……」

「多忙な正造が自ら足を運んで大臣に面談し、言ひ難いことを敢えて言つている、ときには平身低頭し、ときには土下座の真似までしたかも知れぬ、その過程のさ中で国の運命をあずかる大臣どもの言動に亡国の予兆を、正造は感じていた。妄想の故ではない。」

同年一〇月「絹布ノ上ニ居テ、革命史ヲ翻訳スルヲ常トス、信ズルニ足ラズ。某大臣秘書官來、古河より二万円ヲ取つて買収策着手せりとの事、或ハ事実ならんト。○前のよをくり返しつつかもい見ればのちのよこそハイトマカナシキ 此うたハむかしよめるものを手直しいたり。」(一九六八年の大学闘争のときにぼくは学者になる道を自ら閉ざした、市民運動の渦中に身を投じた、とは言え、これは耳に痛い。しかし、さらにさらに驚くのは、のちのよこそハイトマ(モ)カナシキと、生

片カナ書きにした、それを後世こそはいとも悲しきと読み取ると、正造は父祖伝来の仏教の、のちの世の往生をこの頃に断念したのか、ということだ。」

「……死なば死ね殺さば殺せ死んだ世に殺されるとかなしくもなし(……)」議場左席中山氏ニ示せしもの。鉞毒質問説明中軍人攻撃ニ付、議長より注意ニ、軍人激憤セリ、依ツテ共ニ其一部取消テハ如何ト申サレタルトキニ詠ミテ。」

「質問のなかで軍人を攻撃したというのは、同年一二月一〇日「邦内の一人に比する土地の被害國民に対し憲法の保護なき儀につき質問書」の中に陸軍省ノ責任に関する項目があり、陸軍大臣桂太郎に次のような批判「質問を行なつた、そのことを指すのであろう。」「第一……鉞毒衛生ニ害アリテ徴兵応募壯丁ノ体格ヲ下スヲ顧ミザルノミナラズ剩へ先ニ被害民ノ飢餓ヲ訴ヘントシ上京セントスルヤ政府ハ軍人ヲシテ良民抑制ノ事ニ当ラシメタリ、然レドモ被害民ハ一人身ニ寸鉄ヲ帯ビタルモノナシ、ヨリドコロナキ貧民ノ集合ヲ制スルニ軍隊ヲ派シ軍人ヲシテ之ニ当ラシメタルハ求メテ良民ヲ撲滅セシムルモノニシテ閣(内閣ガ)臣民ヲ愛セザルノ致ス所ニアラザルカ、國ヲ愛ヲ愛セザルノ極、細民ヲ犬羊視シ終ニハ軍隊ヲ輕視シタルニハアラザルカ、万一軍人中被害民ヨリ選抜セラレタル兵士アリ其子弟ノ軍人ヲシテ罪ナキ父兄ヲ虐待セシムルニ至ルコトアラバ如何、其被害地無辜良民ノ子弟ヲ驅リテ罪ナキ父兄ヲ殺サシメバ如何 第二警察官及軍人ニシテ良民ト暴民トノ識別ヲモ為ス能ハザルハ如何。」この質問に対して陸軍省は「明治三十一年九月鉞毒事件ニ付キ多数人民上京ノ報告ニ依リ巡察ノ為メ憲兵士官以下出張シ越ヶ谷駅附

近ニ於テ上京人民ニ対シ説論シタルハ事
実ナリ。然レドモ質問書ニ云フ如ク人民
ニ対シ陵虐ヲ加ヘタルコトナシ……」と
答えてゐる。その時憲兵隊が直接に実力
を發揮して陵虐を働くことはなかつた
としても軍隊が鉅毒難民の行動を抑制した
ことにかわりはない。そして正造の演説
中に軍人たちが傍聴席で激憤したときに
正造が「死なば死ね殺さば殺せ死んだ世
に殺さるるとてかなしくもない」と詠ん
だのは、むき出しの権力と対峙して一歩
も退らぬという姿勢を示したものである。
その時すでに死んだ世という亡国の想念
が示現してゐたのである。

明治三二年四月「……予は近年井戸堀
地層を発見。日本ノ大崩落ヲシレリ。之
ヲ治スルハニツアリ、悪ヲコラス、帰參
ヲ許スニアリ。反対ハ討ツノ外ナシ。同
志ハ論スヲ得……」(「實地に検証して
みて亡国を確認したのだという。見た目
には分からぬところに井戸を掘るよう
にして大崩落を起こしている地層を発見した
のだという。目には見えない、日本の大
崩落という現象と、実地検証を示唆する
井戸掘りが言葉としてロジクとしてはつ
ながり難いけれども、現地での生活感覚
から由来する直観として、鉅毒が人民を
日夜殺めてゐる、それを国家が止めよう
としない、そこに正造は亡国を見てゐる
のである。之ヲ治スルニとは鉅毒の根
源を絶つこと、帰參を許すというのは古
河市兵衛といへども悔い改めて人道に帰
參するのなら許そう、さもなれば、古河
が鉅毒を流しつづけ政府がそれを支える
のなら、国はずでに国ではない、勝算は
なくとも討ツノ外ナシ、タダシ其の方法

は非暴力・絶対的抵抗であるが同志な
らこれを受け容れ大同団結してくれる
であろう。このように理解するのは深
読みにすぎるのであろうか。」

日記の記述を読み進めてゆくと、知
と情とが激しく衝突し、情のなかでは
愛と憎とが、また知の内部においても
現状認識と理念とが險しく反撥し合う、
正造内面の増嶋がもつとも高温に燃え
熾つたのが明治三三(一九〇〇)年の
二月の頃であり、読者も火傷しそうな
感じになる。このとき鉅毒被害の現場
では雲龍寺を拠点に第四回の大挙東
京押出し(被害民が徒歩で帝都に押し
のぼつて国権当局者に対して請願権を
行使するのを人びとは押し出しと言つ
ていた。窓口は二つ、農商務省と内務
省だった。幕藩体制下の一揆に似てい
るが、明治憲法下で法によつて認めら
れた権利であった)の準備、その決行
に緊迫した日々。正造は議会に対する
質問書の作成と議場での演説に寧日な
き日々であった。摘記するのはほんの
一部分のみである。

「一被害民三十余万、働クモノハ二千
人。
二一八千四百七十四人中千六十四人
ノ鉅毒死人。
三ヒトヲ以テ殺スナカレ、己ニ殺セシ
モノヲ処置セヨ。
四水ハ清メヨ、破レタル河身ヲ回復セ
ヨ。
五古来無量ノ天産ヲ亡滅スルナカレ。
六三十余万戸ヲ尽滅セシムルナ。
七山ヲ盜ミヒトヲ殺スノ特許。
七(ママ)鉅毒濃キモ薄キモ皆帰一。

八地方制度ハ誰レノ制度ナルカ。
九徳川氏ノ水源涵養法ヲ見ヨ。
十一納稅兵役義務ヲ負フノ請願。
十二死者ノ前ニ葉石ヲ説クナカレ。
十三銅山ノ予防工事ト谷中村ノ排水器
十四亡国ニ至ルヲシラザレバ是則チ亡
国ナリ。
十五憲法復活ト悪業停止。
十六関東人民ノ從順ヲ侮ルナカレ。
十七(無罪ノ民ヲ救ヘ、救ハザレバ死ヲ
与ヘよ。無罪ノ我々ヲ救ヘよ。救フ能
ハザルカ。)

十八救フ能ハザレバ寧ロ死ヲ与ヘよ。
十九古河市兵衛ハ夫レ何ンスルレ(レ)
ママ)モノゾ。
二十市兵衛ノ暴勢ハ大臣及議員ヲ凌駕
ス。
二十一市兵衛ノ犬ハ上下ニ充滿セリ。
二十二市兵衛ノ犬ハ無罪ノ良民ヲ食ヘ
殺ス。
二十三(市兵衛ノ犬ハ無辜ノ良民ニ汚名
ヲ負ハス。)

二十四市兵衛ノ犬ハ被害地ノ小兒ヲ取
リ食フ。
二十五(市兵衛ノ犬ハ法律ヲ破リ国土ノ
宝ヲ毀ツ。)
二十六(強盜ニ金ヲ取ラル、カ。病ヘノ
薬札ニ取ラル、カ。)

見る通り田中正造の想念は総て具体
的な問題状況、具体的な諸事実から胚
胎し、もしくはそれらを媒介として立
ち現れてゐるのであつて、決して観念
の天空をひとり舞つてゐるのではない。
雲龍寺を發した鉅毒難民たちの押し出
しは川俣において官権の大弾圧にあつ
て挫折したが、当時彼らは仇討ち押し

出しと言つてゐた。正造にとつても同
様であつて鉅毒の死者たちのための仇
討ち、撃つべき相手は古河市兵衛であつ
た。十九から以後の項目が如実にそれ
を語つてゐる。日本の新左翼や旧左翼
の教条主義者どものように資本家階級
とかブルジョワジーとか、その一般を
問題にしてゐるのではなくて、田中正
造が立ち向かつてゐるのは東洋一の銅
山古河市兵衛とその犬ども(之は大
臣や頭官たちから憲兵や警察官どもの
群れを指す。ことによると、「先頃來該
地方の人民が多人数を催はし陳情請願
云々として騒々しく政府の門を叩きたる
は、文明の法律世界に如何にも穩なら
ぬ挙動」として恰も取締まるべき前近
代的行動と目した時事新報の福沢諭吉
は、正造の目には遠巻きに犬どもの一
匹ぐらいにしか見えなかつたかも知れ
ぬ)が討つべき仇敵だったのである。

仇討ちを言い付けたのは鉅毒を以て
殺された死者たちだが、それは一、二
に具体的な数字を以て挙げられてい
る。被害民三十余万は、上流の松木
村、足尾町から下流の利島、川辺、谷
中の村々にいたる渡良瀬川流域の鉅毒
被害地域に暮らしてゐる人びとの数。
一万八四七四人中一〇六四人の鉅毒市
民というのは、先にも述べた鉅毒委員
の人たちが手分けして、自分の身を運
んで調べた集落三四個の字の人口が明
治三二年一万八四七四人であつた。そ
のうち鉅毒による死と推計されるもの
が一〇六四人。この三類の数字を正造
はくり返しくり返し記してゐる。骨身
にこたえる数字だったので。因にこ

で述べておかねばならぬのは、例えばハ
ンセン病、例えば水俣病による死者は今
のわれわれにとつても推計によるほかな
いということだ。水俣病の場合、しかも
認定患者に限って言えば、死亡診断書の
死因の項に水俣病と記されるケースが皆
無ではないかも知れないと想像されるが、
やはり稀有のことだろう。大抵は心不全
だの呼吸不全だの急性肺炎だのと記され
ているはずである。況んや一九〇〇年の
当時であつてみれば足尾銅山が銅の精錬
過程で生ずる鉱毒による死を純粹医学的
に判定することはそもそも不可能であつ
た。大まかに言えば正造と鉱毒委員会の
採用した推計の方法は一方に日本全国の
出生数と死者の数、その比率を対照の一
方に取つておき、他方に鉱毒被害地にお
ける当該出生数及び死者の数をほじき出
して、これと対照してみるといふものだ
つた。

明治三二年九月一二日の雲龍寺の集會
で東京押出しの方針が決定されたが、そ
の際に各村の参謀長が選任され、各村の
鉱毒死亡調査票を事務所に持参して集合
することにしたと室田忠七の「鉱毒日誌」
にあり、その死亡調査結果をまとめたり
フレットの統計表が東海林吉郎、菅井益
郎共著『通史足尾鉱毒事件』に表示され
ている。それによれば明治二九年全国の
出生者百人に対する死亡者の百分比は
三・二一人・二・六〇人、被害地のそれは
二・八〇人・四・一二人となつており、被
害地の出生数が著るしく少なく逆に死亡
数が甚だしく多い。

一〇六四人という数字は、死亡者数
三二五五人から出生数二一九一人を差し

引いた数である。だから、何とも控え
目なというか、素朴に過ぎる推計数な
のであるが、しばらく眺めてみると、
鉱毒地の事態がそのまま推移すると十
年を経ぬうちに渡良瀬川流域は無人無
住の荒野になる様が想像されてきて慄
然とするのである。

鉱毒の田中議員ついに狂したるか、
などと擲論する向きもあつた議會連日
の質問・演説の頃の、先述二十六項目（じ
つは二十七項目）にわたる日記の、次に、
丹念に刑法百三十六条以下の「凶徒聚
衆ノ罪」の規定が書き留められている。
これは、正造における亡国の想念がし
ばり出される際の、最期の決定的な衝
撃が那邊にあつたかを示すものである。

雲龍寺から押出した鉱毒農民たちは、
利根川を渡河する前に、川俣で待ち構
えていた警官隊に阻止され、サーベル
や棍棒でたたかれ足蹴にされ、傷を負つ
て歩けなくなつたところを逮捕され、
罪に問われた。所謂川俣事件であるが、
そのとき適用されたのが凶徒聚衆罪で
ある。鉱毒被害の山上を訴えることは
即ち鉱毒をはき散らしたれ流して、し
かも恬として恥ぢぬ古河市兵衛の罪を
糾すことであるが、その難民たちが逆
に罪問われたのである。正造にとつて
理解し難い理不尽であつた。国に頼る
しかなくなつた民を、国はいま、眼の
前で、押し潰し死に追いやつてゐるで
はないか。国を亡しているのは国であ
る。その証しの最たるものが凶徒聚衆
罪の適用であつた（この罪名は加波山
事件、群馬事件、秩父事件、国民党事
件等にも適用されたように、反体制運

動を取締る弾圧法規であつた。刑法改
正後は、その跡を継いでいるのが騷擾
罪ということになる）。

田中正造の亡国の想念は、それが発
生した現場、鉱毒問題の諸相から離れ
ることは決してなかつた。しかしなが
ら、歴史的諸事件にふれ思索が深まる
につれて、その射程、そのヴェクトル
は遠大となつてゆき、近代文明の功罪
全体にまで及ぶことになる。その経緯
を書簡と日記のなかにたどつてみる。

明治三七（一九〇四）年九月六日黒
澤西蔵ほか宛書簡

「谷中問題ハ日露問題より大問題な
り。○本月上旬分五円、近々原田定
助殿より御回贈になります。○少々
の間御融通置き被下間敷か。之レモ日露
問題より大問題なり。○一人ノ人道ハ
世界の総ての山岳よりも大問題なり。
○人あり、一室の内ニ誠ニ流ス涙ハ天
下をモウルオスなり。○貴下谷中の御
救済尽力ハ遼陽ノ大勝利よりも重大ナ
リ。○正造の六十四オナレドモ青年ニ
譲ラズ。非力。○戦わで勝ちほこりた
る端西をたどりて見よや日本民族。九
月六日」この頃、つまり大洪水によつて
堤防が決壊し鉱毒が谷中村全体を襲つ
て大問題となつてから、やがて遊水地
をつくるために廃村に追い込まれるま
で、鉱毒問題の焦点は谷中村問題に移つ
た。その頃黒澤西蔵は田中正造と寝食
を共にしながら師事し、鉱毒難民救済
運動に尽力した。黒澤は後に北海道酪
農の指導者となつた。雪印乳業の事実
上の創業者である。この書簡、市民運

動の第一線で辛苦した身にはほろりと
涙を落としそうになるほど情のこもつ
たものだ。が誤読してはならぬ。歴史
的な問題として日露問題と谷中村問題
とを秤にかけているのではない。遼陽
の戦場に立たされた彼我の兵士にとつ
ては、できることなら、鉄砲をうつこ
とよりも日露問題を考えに考えぬいて、
人を殺さず己れも殺されずにすむ方途
を求めることが緊急事であることは論
をまたない。一人の人道とは、人権宣
言を諳ずることではなく、今自分が抱
えている問題状況の中で人間として人
間らしく生きる方途を考え抜くことに
ある。空論をたたいて憂国熱をおおる
手合いは谷中の問題など毫末も考えた
りはしなかつた。政論家どもからは区々
たる小事として遺棄された谷中村で、
田中正造はしづかに考えを深めてゆく。

明治三七年九月一三日大出喜平宛書
簡

「……○奇怪なる哉、鉄道氣車開けて
請願の道ちと古来の田舎道ハ荒れた
り。物質的進歩ハ古来の道義を忘れて
此道ちを行かず。人道地ニ落ちて天の
尊きをしる人もなし。今世の文明ハ器
械なり。人ニあらず。偶々古代をおも
ふものハ山道に入りて却て氣車ニハ遠
くなりたりと。さてとや（ここでまた
おおきな「く」つまり「さてとや」の
繰り返し）面白き自然の出来事。……」
これを痛烈な近代批判と詠むか、もし
くは、近代に背を向けた頑固な古風人
間の世迷い言とはじき飛ばすか。人さ
まざまであらう。

同年九月二五日黒澤宛書簡

「開戦も非戦も耶蘇も仏も犬のくそも何んのその。此内地細民及同胞を無視侮蔑を以てする人道の類廃ハ之を何とかする。此国家社会亡滅の問題ほどの尊くして且つ重大なるハなからん。御尽碎「やまいだれに祭か? 原稿読めぬ」の諸氏ニハ深く御答礼申上候のみ。」

同年一〇月一日黒澤宛書簡

「……悲感か誠実か、強きか浮気か、なんでも提灯行れつゝの世の中二真面目で討死する兵士のみハ憐れニ相違なし。なんでもかでも日本ハ大々的亡国ニ候。研究々々。こんなよの中に生れて出たのも亦一ツの研究ならん。天地ハ長シ、人の命ハ短かし、研究ハ天地と共に長がし。研究中ハ天地なり、天地やも汝切ハ我々と共ニ長く研究し、又研究の材料を多く我ニ与ふるものなり。○半夜燈明らかニして恰も白昼の如シ。頓首」一九三二年九月一八日から一九四五年八月一五日まで、日本はのへつ幕無しの戦争に明け暮れて、戦勝の報がとどく度に提灯行列が夜の街路に湧き出て萬歳が叫ばれた。正造は、鉦毒に殺された農民や銅山の鉦夫たちの悲しみに戦死した兵士たちの悲しみを重ねて、萬歳を聞いていた。研究中ハ天地なりとは、研究に没頭していると歯がみしないで済むどころでない、悠久の時を天地と共に呼吸する気分だと言うのである。この言を胸にたたくで正造晩年の肖像を眺めていると、何やら研究三昧の仙人に見えてくる。

印象深いものだけを摘記してきたが、このまま続けていると限りがなくなりそうだ。あと一文のみにとどめよう。

明治四四(一九一)年六月二日 日

記

「……○治水道徳滅して土地亡ぶ。土地亡びては又人類の居住なし。○破れば破るゝなり。修るは破るの義に反す。今破りつゝ修めるなりと言はゞ、之れ偽りなり。山を破り、川を破り、田園を破り、町村を破り、今亦新に町村を破れるならん。国の経済を破り、国法を破り、箇人の経済を破り、人道を破り、総べて自然の成蹟及び法則を破りて、天地の構造に疵け、人類及び生物を殺し、神をも人も眼中になく、宇宙の万象を損ずるものを破るとは言ひ、誰れか改修と言ふを得べきか。決して許さざるなり。此くの如きは撲滅とも云へ、亡びとも云ふなり。もし人類あり此くの如き行為あらば、何人の為め此くの如き事を為すの問ひあらん。而かも之れに答ふる言葉なかるべし。一つの足尾銅山の成功を思ふのみとは答ひ得ざるべし。答へ得ずして之を為す事八九年の已前より継続せり。而かも當時は無法律にて無法乱暴の仕業なり。○強盗ものを盗んで火を放ち其あとをくらます。是れ今回の大挙中央の権力は是れ也。海老瀬、谷中の事之に類す。彼等の罪悪算すべからざれば、此の罪悪消滅の火事。六月三日しるす。」

人民の土地、家屋、財産を強盗した強盗国家ハ大日本帝国と正造は、廃村谷中村の、強制破壊された家屋、その廃墟に立って、しづかに対決しているのである。二年後の一九一三年(大正二年)、正造は病を得てみまかつた。強盗がその犯跡をくらますために放火したに類する仕業とは、谷中村を廃

村に追いやりそこに広大な遊水地を造り、利根川改修工事と抱き合わせの渡良瀬川改修工事を行って治水工事を行うことで、谷中村問題そのものをまるごと無化しようとしたことを指している。

国破れて山河在りというが、ここでは先ず足尾をめぐる山々が銅山会社の煙突が吐き散らす煙害に破れて黒々としたハゲ山と化し、ついで、栃木に生まれ育って、長じて公害問題を生涯追究し先年逝去した宇井純が「栃木の水は世界でも一番きれいな部類にはいる」と証言した、その水が豊かに流れる渡良瀬川に一尾の魚影も見なくなつた。松木村が廃滅に追いこまれ、竜蔵寺に残っているのは墓石のみである。魚族の死滅した渡良瀬の流域(当時の安蘇、足利、梁田の三郡)では漁民二七七三名が生業を失つた。鉦毒をたたえた川が大氾濫をおこして一帯の田野に冠水した後には、稲田では稲が穂を出せぬまま立枯れ腐って死んだ。畑では桑の木までが大部分枯死してしまつた。『鉦毒地鳥獣被害実記』で箱田源八は、剛毅撲訥仁に近いような筆致で、虫がいなくなつて小鳥の姿も見えなくなつた、こうほね(河骨)などという水草や藻類も、蜆や小さな片貝などもいなくなつた。川辺の柳の木の根のあたりに啼いていた蛭まで姿を消した、と生態系がまるごと亡滅した有り様を述べている。

山河が亡滅し、当然のことながら人畜も死滅に追いやられる逐一をおのがじしの目で見てきた被害民と田中正造

は、流域の民の起死回生の方途、その第一は銅山の鉦業停止を国に求めた。この民を措いて国民のあるものかと考へる田中たちは、こうして亡国の実相をつぶさに見た。

今年七月、水俣病問題の最終的な政治決着をはかるための被害者救済法が、未だ野党だった民主党も賛成して、成立した。これによって確実に救済されるのは、被害者ではなくて、不知火海を汚染し魚類を破り水俣病をつくり出したチツソの方である。国がいつこうにやろうとしなかつた不知火海岸の住民健康調査(検診)を民間の医師たちが九月に行なつたところ、今まで検診を受けず今回はじめて受けた人々のほとんどに水俣病の症状が認められたという(一〇月三〇日朝日新聞)。膨大な数の被害者が遺棄されているのである。川の破れと海の破れとの違いはあつても、今なおわれわれは亡国の実相を日々見ているのである。

破れば破るなり、と日記に正造が文字を綴つたこの年、ありもしないところにでつちあげられた大逆事件の被告たちが処刑された。首謀者として首を絞めて殺された幸徳秋水は、一〇年前に正造が最後の手段として明治天皇への直訴に及んだ、その直訴状を書いた人物である。正造が人類と言ふとき、人類のなかで肝胆相照らすことの最も密であつた一人である。

(一〇月一六日〜一月九日記す)